

児童館特例利用登録案内

(ランドセルで児童館)

☆登録受付☆ 令和 8 年 2 月 1 7 日 (火) から随時受付

目 次

児童館特例利用（ランドセルで児童館）について	1 ページ
1 児童館特例利用(ランドセルで児童館)とは	1 ページ
2 児童館特例利用（見守り）と学童保育室（預かり）の違い	1 ページ
3 登録できる児童	1 ページ
4 利用日及び利用時間	1 ページ
5 休館日について	2 ページ
6 児童館特例利用（ランドセルで児童館）の対象とならない場合	2 ページ
7 学童保育室への入室が決まった場合	2 ページ
8 休館日以外で児童館特例利用の利用が出来ない場合	3 ページ
9 体調不良やケガなどをした場合	3 ページ
10 災害の場合	3 ページ
登録について	3 ページ
1 登録の流れ	3 ページ
2 登録の受付について	4 ページ
3 登録期間	4 ページ
お子さんの安全のために	4 ページ
1 児童館入退室メール配信サービス	4 ページ
2 学童保育室・児童館特例利用メール配信システム	4 ページ
3 親子確認カード	4 ページ
児童館特例利用 よくある質問	5 ページ
児童館一般利用のご案内	6 ページ

【お問い合わせ】 お近くの児童館 または足立区地域のちから推進部 住区推進課

電話 03-3880-5868 FAX 03-3880-5603

児童館特例利用（ランドセルで児童館）について

1 児童館特例利用（ランドセルで児童館）とは

- (1) 学校の授業がある日の放課後に、ランドセルを背負ったまま、直接、児童館に来ることが出来る事業です。登録・利用料は無料です。
- (2) 足立区内52か所の児童館で実施しております。※児童館一覧表は最終ページに掲載。
- (3) 学童保育のように保護者負担金（保育料）がかかる保育・預かり事業とは異なります。

2 児童館特例利用（見守り）と学童保育室（預かり）の違い

	児童館特例利用	学童保育室
おやつ	なし(おやつの持参不可)	あり
利用料金	無料	1か月6,000円 (減額申請制度あり)
利用日の確認	保護者と子どもで確認 ※親子確認カードの活用(4ページ参照)	保護者と子どもで確認 学童職員が連絡帳等で把握
利用当日の 来館の確認	なし ※児童館入退室メール配信サービスの活用(4ページ参照)	あり

3 登録できる児童

- (1) 足立区内在住または足立区内の学校に通っている小学1年生から小学6年生
- (2) 学童保育室に入室していない児童で、以下のアまたはイに該当する児童
 - ア 就労、通学、入院又は定期的な通院等により、放課後、保護者が家庭にいない児童
 - イ 保護者の疾病により放課後家庭で過ごすことが困難である児童

4 利用日及び利用時間

- (1) 利用できる日・・・学校の授業がある日
- (2) 利用できる時間・・・下校時間から午後6時まで

※ 必要な日の必要な時間のご利用をお願いいたします。

5 休館日について

- (1) 月1回の各住区（コミュニティ）センター館内整理日
- (2) 鹿浜いきいき館児童館は、毎週月曜日が休館日となります。
- (3) 日曜日
- (4) 祝日
- (5) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (6) 年度途中、工事のため休館になる場合があります。

※ 児童館により異なります。毎月発行される「児童館のお知らせ」に休館日が書いてありますので、必ずご確認ください。

6 児童館特例利用（ランドセルで児童館）の対象とならない場合

	児童館特例利用の対象 とならない理由	
区立小学校の長期学校休業日 (春休み・夏休み・冬休み)	「学校の授業がある日」 にならないため	一般利用として、 午前 9 時から午後 6 時まで 児童館の利用ができます。 昼食の持参ができます。
学校の授業のない土曜日		
卒業式		
開校記念日		一般利用として、 午前 10 時から午後 6 時まで 児童館の利用ができます。 昼食の持参ができます。
都民の日		
学校の振替休業日		
学校から塾や習い事に行ったら後	「学校から直接児童館に来ること」にならないため	一度帰宅し、ランドセルを置いてから一般利用として、児童館の利用ができます。

※一般利用につきましては、6 ページ「児童館一般利用のご案内」をお読みください。

7 学童保育室への入室が決まった場合

学童保育室への入室が決定された際、児童館特例利用(ランドセルで児童館)の登録を解除する必要があります。つきましては、学童保育室への入室が決まり次第、保護者の方から児童館まで必ず連絡いただきますようお願いいたします。

8 休館日以外で児童館特例利用の利用が出来ない場合

荒天により学校が休校になった時	児童の安全や感染拡大防止のため、教育委員会や学校が「休校」及び「閉鎖」と判断していますので、一般利用としてのご利用もできません。ご家庭でお過ごしください。
学校閉鎖になった時	
学年閉鎖になった時	
学級閉鎖になった時	

9 体調不良やケガなどをした場合

発熱や体調不良の時、ケガの大小に関係なく救急搬送を伴う時や、病院での受診が必要と判断した場合、登録書に記載されている連絡先に連絡をしますので、迎えに来てください。

10 災害の場合

地震などの災害の場合、周辺の安全を確認後、地域の状況を把握した上で誘導し、帰宅させます。帰宅経路の安全が確認されなければ帰宅させることはしません。なお、災害が起こった場合、家に帰るのか、一時避難場所に集まるのかなど、家族の集合場所についてはお子さんと確認していただきますようお願いいたします。

登録について

1 登録の流れ

(1) 登録に必要な書類を児童館に取りに行きます。

【令和 8 年度 児童館特例利用登録案内】 1 部

【児童館特例利用登録書】 1 枚

【来館・帰宅経路地図（児童館特例利用）】 2 枚

* 足立区ホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 保護者の方が【令和 8 年度 児童館特例利用登録案内】を必ずお読みになり、

【児童館特例利用登録書】【来館・帰宅経路地図（児童館特例利用）】に必要事項を記入し、特例利用を希望する児童館に事前に提出します。

(3) 登録受付完了後、児童館より、「児童館入退室メール配信サービス」「学童保育室メール（児童館特例利用メール）」の登録のご案内をします。

2 登録の受付について

児童館は、多くの児童が来館しています。児童館職員は、来館する児童の見守りを最優先しながら、「令和8年度児童館特例利用」の登録受付を行います。登録受付につきましては、児童館で日時を決めておりますので、必ず利用希望の児童館に連絡をして、確認をおこなっていただきますようお願いいたします。

3 登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

お子さんの安全のために

※児童館特例利用を登録した方にご案内しています。

1 児童館入退室メール配信サービス

- (1) お子さんが児童館に入退室する際に、専用カードを読取機器にかざすと、登録された保護者の携帯電話等に入室・退室時間の情報をメールでお知らせするサービスです。
- (2) 登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 学童保育室・児童館特例利用メール配信システム

- (1) 荒天時や災害時などの緊急時に、登録された方にメール配信するシステムです。
- (2) 登録期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 親子確認カード

自宅へ帰る日か、児童館に直接行く日か、親子で確認するために活用していただくものです。児童館職員が確認するものではありません。

児童館特例利用 よくある質問

Q 1 学校から直接、塾や習い事に行った後に、児童館特例利用は利用出来ますか？

A 1 出来ません。**「学校から直接、児童館に行く」**ことが児童館特例利用の利用要件です。

児童館特例利用を終了し、児童館から自宅に帰る途中に塾や習い事に行くことはできます。この場合、登録経路から外れたとみなされますので、事故などにあった時の「災害救済給付制度」の対象外となることを予めご承知おきください。

Q 2 ランドセルを児童館に置いて塾や習い事に行くことは出来ますか？

A 2 出来ません。児童館から一度出たら、その日の児童館特例利用は終了となります。

児童館特例利用の有無や、帰宅時間をお子さんと必ず確認してください。

Q 3 **「保護者が定期的な就労（外勤）、通学、入院又は定期的な通院など」**だけが「放課後留守になる家庭の児童」ではないと思いますが？

A 3 その通りです。それぞれの家庭の事情を児童館職員にお話ししていただき、**「必要な日の、必要な時間」**のご利用を相談してください。

Q 4 保護者が在宅勤務なのですが、登録できますか？

A 4 児童館特例利用は、**「放課後留守になる家庭の児童」**が自宅に寄らず、小学校から直接児童館に行くことができることを目的としています。保護者が在宅勤務の方につきましては、一度自宅に帰り、一般利用として児童館を利用してください。

Q 5 子どもが「仲良しのお友達が、児童館特例利用だから自分も児童館特例利用にしたい！」と言ったら登録しても良いですか？

A 5 お子さんは**「放課後留守になる家庭の児童」**に該当していますか？該当していましたら**「必要な日の必要な時間の利用」**であることをお子さんと確認して、児童館で登録をおこなってください。

該当しないのであれば、一度自宅に帰り、ランドセルを置いて児童館に遊びに行くことを、お子さんに話してみてください。

Q 6 足立区に住んでいますが、区外の小学校に通っています。児童館特例利用の登録は出来ますか？

A 6 できます。通っている**小学校から直接、児童館**に来てください。

児童館一般利用のご案内

足立区には、住区(コミュニティ)センター内に48か所、住区(コミュニティ)センターの分館として3か所、鹿浜いきいき館の計52か所の児童館があります。

★児童館はどんなところ？

- ・ひろば、図書コーナー、工作室（一部児童館を除く）があります。
- ・児童の遊び場や居場所として自由に来館し、安心して過ごすことが出来る場所です。

★児童館では誰が遊べるの？

- ・0歳から18歳未満の児童なら誰でも遊べます。小学校入学前の児童は保護者の方の付き添いが必要になり、小学生になると一人でも遊びに行くことができます。**学校の授業がある日はランドセルを家に置いてから児童館に来てください。**

★児童館では何ができるの？

- ・遊んだり、自由に過ごしたりできるほかに、毎月行なわれる児童館の行事に参加することができます。行事については、児童館で発行しているお知らせで確認ができます。
- ・区立小学校の長期学校休業日(春休み・夏休み・冬休み)や土曜日などは、正午から午後1時まで、持ってきた昼食を食べられる「ランチ利用」ができます。

★児童館を利用できる時間は？

- ・午前10時から午後6時までです。
- ・区立小学校の長期学校休業日(春休み・夏休み・冬休み)と土曜日のみ、午前9時から午後6時までです。

★児童館の休館日は？

※児童館により異なります。毎月発行される「児童館のお知らせ」に休館日が書いてありますので、必ずご確認ください。

☆住区(コミュニティ)センター児童館

月1回の館内整理日の他に、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

☆鹿浜いきいき館児童館

毎週月曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

★一般利用として児童館を利用する時に必要なものは？

- ・お子さんが児童館を利用中に、緊急搬送を伴う事故やケガがあった際、保護者の方へ連絡をする場合がありますので、保護者の方が記入した「児童館利用票」を提出してもらいます。「児童館利用票」の提出は任意となっていますが、できる限りご協力をお願いいたします。
- ・冷水器が使用できないため、飲み物を持たせることをお勧めします。

★貴重品は預かってくれますか？

- ・貴重品も含め、持ち物の預かりはしません。